

九州国際大学大学院学則

(平成8年4月1日制定)
最終改正 平成29年4月1日

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、九州国際大学学則（以下「大学学則」という。）第3条の2により、九州国際大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第3条 大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価については、別に定める。

(大学院の課程)

第4条 大学院に修士課程を置く。

(修士課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第6条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法学研究科 法律学専攻
企業政策研究科 企業政策専攻

2 前項の研究科、専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|--------|------|------|
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 10 | 20 |
| 企業政策研究科 | 企業政策専攻 | 10 | 20 |

第7条 削除

第8条 削除

(修業年限)

第9条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 大学院は、前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を志望するときは、学長が許可する。

2 長期履修に関する規程は、別に定める。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、4年を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第11条 大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則第9条及び第10条の規定を準用する。

第2章 教育課程、授業科目、単位及び履修方法

(課程の編成、授業科目及び単位数)

第12条 研究科の教育課程は、研究科の目的に従って編成する。

2 研究科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位修得の認定)

第14条 単位修得の認定の方法は、研究科規則で定める。

(履修方法及び特例)

第15条 学生は、その在学期間中に、研究科規則に規定する単位を32単位以上修得しなければならない。

2 授業科目の履修に関し、必要な事項は研究科規則で定める。

第15条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、大学院の定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規程により学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5 法学研究科、企業政策研究科修士課程においては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

6 大学院は学生に対して授業及び研究指導の方法、及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画、成績評価基準等をあらかじめ明示するものとする。

7 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善のために組織的な研修及び研究を行う。

(履修方法及び特例)

第15条の3 法学研究科及び企業政策研究科においては、その2研究科間の授業科目から当該授業科目担当者の許可を得て履修し、8単位を超えない範囲で修了要件として32単位のうちに含めることができる。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第16条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとするものは、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 免許状の種類 | 教科 |
|---------|--------|-------------|----|
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |
| 企業政策研究科 | 企業政策専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |

3 前項の所要資格を得るための、授業科目の履修及び単位取得方法については、別に定める。

第3章 学位の授与

(修士の学位授与の要件)

第17条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対して行うものとする。

2 修士課程において授与する学位については、別に定める。

第18条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、第15条に定める単位を修得し、かつ以下の要件を充足するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 法学研究科においては学位論文、課題研究報告書又は研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。

(2) 企業政策研究科においては学位論文又は研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。

第4章 入学、休学及び退学

(修士課程の入学資格)

第19条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 前項第8号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」に係る認定方法は、別に定める。

(入学時期)

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学志願)

第21条 入学を志願する者は、入学志願書及び所定の書類に入学検定料と写真を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料については、別に定める。

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対して、入学試験を行う。試験の方法は研究科において、別に定める。

(入学の手續及び許可)

第23条 入学試験に合格した者の手續及び許可については、大学学則第15条の規定を準用する。

(休学及び復学)

第24条 休学及び復学については、大学学則第21条及び第22条の規定を準用する。

(退学)

第25条 退学については、大学学則第23条及び第24条の規定を準用する。

(再入学)

第26条 学長は、前条によって退学した者が再入学を願い出たときは、許可することができる。

(科目等履修生)

第27条 学長は、大学院において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希望科目の担当教員の承諾を得たうえ、許可する。

2 九州国際大学大学院科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第27条の2 学長は、大学院において特別研究生として学修することを志望する者があるときは、専攻希望科目の担当教員の承諾を得たうえ、許可する。

2 九州国際大学大学院特別研究生に関する規程は、別に定める。

第5章 賞罰

(賞罰)

第28条 学生の賞罰については、大学学則第50条及び第51条の規定を準用する。

第6章 学費等

(学費等)

第29条 入学を許可された者は、指定期日までに入学金を納付しなければならない。

第30条 学生は、指定期日までに授業料を納付しなければならない。

第31条 入学金、授業料及びその他の納付金に関する規程は、別に定める。

2 大学院修士課程において、所定の期間(2年間)在学し、所定の単位を修得した後、学位論文提出のため引き続き在学する者又は長期履修を認められた者の授業料に関しては、別に定める。

3 納付済の入学金、授業料その他の学費は、返還しない。

第32条 指定の期日までに授業料及びその他の納付金を納付しない者は、除籍する。

(履修料)

第33条 科目等履修生の履修料については、別に定める。

第7章 教員組織

(教員組織)

第34条 大学院における授業及び研究指導は、大学院担当の教授又は准教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の助教が行うことがある。

2 大学院担当教員の資格については、別に定める。

第8章 運営組織

(教育研究協議会)

第35条 大学院における重要事項については、大学学則第6条に規定する教育研究協議会において審議する。

2 削除

3 削除

(協議会の審議事項)

第36条 削除

(研究科教授会)

第37条 大学学則第5条第1項第2号に基づき、研究科教授会を置き、研究科に所属する専任の教授及び准教授をもって構成する。

2 研究科の研究科長は、教授である構成員より研究科教授会において選出する。ただし、大学嘱託教育職員は研究科長になることはできない。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期中に退職する場合は、退職の日をもって研究科長を失職する。

(研究科教授会の審議事項)

第38条 削除

(その他)

第39条 第37条に定めるもののほか、研究科教授会に関し必要なものは別に定める。

第9章 大学学則等の準用

(大学学則等の準用)

第40条 この学則に定めるもののほか、学生に関し必要な事項は、大学学則及びその他の諸規程を準用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)

この改正した学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この改正した学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この改正した学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第12条別表1については平成12年度入学生より適用する。

附 則 (平成14年4月1日)

この改正した学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日)

この改正した学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）
この改正した学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）
この改正した学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）
この改正した学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）
この改正した学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）
この改正した学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月1日）
この改正した学則は、平成20年11月1日から施行する。ただし、平成20年9月25日に研究科長にある者の任期は従前のおりとする。

附 則（平成21年4月1日）
この改正した学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日）
この改正した学則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）
この改正した学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）
この改正した学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）
この改正した学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 附 則（平成28年4月1日）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 平成27年度以前に入学した者は、従前の例による。

附 則（平成29年4月1日）
この改正した学則は、平成29年4月1日から施行する。